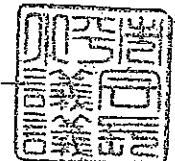




平議発第103号
平成29年12月20日

小平市長 小林正則 殿

小平市議会議長 滝口幸一



文書質問書の送付について

このことについて、小平市議会基本条例第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問書が提出されましたので送付いたします。

なお、回答につきましては、平成30年1月9日までにお願いいたします。

別記様式第1号（第2条関係）

平成29年12月20日

小平市議会議長 滝口 幸一 殿

会派名 日本共産党小平市議団
会派代表者名 佐藤 充
質問者名 吉瀬 恵美子

文書質問書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定により、次のとおり文書による質問をいたします。

1 質問項目

12月18日に公表された平成30年度介護報酬改定に関する審議報告について以下のとおり伺う。

- (1) 生活援助の利用回数について要介護度別標準偏差が示されている。全国平均利用回数プラス偏差の2倍の利用について通常よりかけ離れた利用回数として市町村への届け出の義務づけが記載されているが、平成28年（2016年）10月の厚生労働省の調査では、小平市の該当者は何人か。
- (2) (1)の該当者について、回数やサービスの内容だけでなく、生活状況全体を把握しているか。
- (3) 地域ケア会議の基本的な役割は何か。
- (4) 地域ケア会議で届け出のあったケアプランの検証を行い、ケアマネジャーに対しサービス内容の是正を促す場合もあることが加筆された。これによって必要なサービスを切り下げるようなことはあってはならないと考えるが、いかがか。
- (5) 厚生労働省は平成30年度（2018年度）の報酬改定の趣旨をケアマネジメントの質の向上としているが、実態は利用者が生活援助を自由に選択できなくなる仕組みづくりではないか。高齢者がサービスを選択できるという介護保険発足当初の理念と矛盾すると考えるが、いかがか。

2 質問の理由及び趣旨

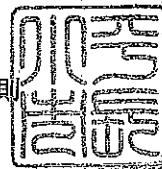
このほど公表された平成30年度介護報酬改定に関する審議報告では、生活援助の利用制限方針が盛り込まれており、利用者に大きな影響があるにもかかわらず、ほとんど知らされていない。実態と市の方針を一日も早く利用者や事業者に周知する必要があり、質問する。



平健高収第305号
平成30年1月4日

小平市議会議長 滝 口 幸 一 殿

小平市長 小 林 正 順



回答書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定による、吉瀬恵美子議員の文書質問について、次のとおり回答いたします。

- 1及び2 該当する人数及び状況等につきましては、統計的に見て通常のケアプランとかけ離れた利用回数を、平成30年4月に国が定めることとされていることから、現時点での把握は困難です。
- 3 地域ケア会議の基本的な役割は、個別事例の課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域課題を解決するための地域づくり、資源開発及び地域の課題を解決するための政策の形成などです。
- 4 地域ケア会議におけるケアプランの検証につきましては、介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要とするサービスが確保されるとともに、その状態に適合していないサービス提供が改善されるものと捉えています。
- 5 利用者の生活援助に関するサービスの受給につきましては、社会保障審議会介護給付費分科会でのこれまでの議論によると、一部における利用者の意向やアセスメント等を十分に勘案せず、適切なケアプランに基づかないサービスが提供されている実態に対して、公正で中立なケアマネジメントを確保する観点から、必要な対策が講じられたもので、利用者にとって真に必要なサービスの受給を制限するものではないと捉えています。